

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年 5月20日(木) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 19名(委員総数19名)

会 長	11番	今田 義則					
副会長	1番	岩倉 節夫					
委 員	2番	白川 清茂	3番	細川 憲志	4番	林 一典	
	5番	高井 忠	6番	三原 俊雄	7番	曾我部 宗男	
	8番	鈴木 多計士	9番	藤井 清	10番	秦 守	
	12番	亀田 安信	13番	中浦 優			
	15番	白川 修	16番	黒田 啓子	17番	奥山 則国	
	18番	山口 靖永	19番	兼若 順二			

欠席委員 1名

欠席者 14 近藤 茂義

農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 正俊	
課長補佐	藤原 道広	
職 員	森田 昌光	岡本 尚士

議案等

議案第1号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第2号	非農地証明願承認の件
議案第3号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第4号	その他

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、5月の定例会を開会します。本日、14番 近藤茂義委員さんより欠席の届出がありますので御報告します。出席委員は19名中18名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、16番 黒田委員さん、17番 奥山委員さん、よろしくお願いします。本日の議案につきましては、議案第1号から議案第3号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が3件あります。御審議よろしくお願いします。

会 長 続きまして、議案第1号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (5条 説明)

番号1 (分譲住宅7棟) / 【所有権移転 (売買)】

*申請地: 四條字 [] 田 380 m² ほか2筆

*農用地区域外農地～農振除外不要

*農地区分: 第2種農地～ [] 駅より東側約320mに位置し、町道 []
沿いにある農地

番号2 (分譲住宅1棟) / 【所有権移転 (売買)】

*申請地: 四條字 [] 田 374 m²

*農用地区域外農地～農振除外不要

*農地区分: 第3種農地～ [] 駅より東側約290mに位置し、町道 []
沿いにある農地

*申請目的: 分譲住宅

～番号1、2の譲渡人と譲受人が同一でかつ転用目的も同様であることから一括して説明します。譲受人は町内で不動産業を営んでいる法人である。この度、四條地区で住宅要望の問い合わせが多数あることから申請地付近で計画に見合う土地を探していたところ、町外在住で農地管理に苦慮しており、今後長年耕作してもらえる人を探しても、将来的な見込みが立たない申請地を手放したい意向がある譲渡人との意向が合致して売買による所有権移転に同意が得られたことから、1番2番併せて8棟の分譲住宅を計画して、本申請に至った。

*登記簿添付: 申請地～4筆

(申請地) ～令和3年2月17日法務局発行 (3箇月以内)

[] ～平成15年10月1日 [] に分筆

ほか3筆 ～令和1年8月22日 相続による所有権移転

(併せ地) ～令和3年2月17日法務局発行 (3箇月以内)

[] ～平成11年1月11日 国土調査による成果

～令和1年8月22日 相続による所有権移転

*被害防除計画書添付済 (調整を了している)

*申請地: 盛土: 花崗土盛土 (t=0.25m～0.65m)

擁壁: コンクリート擁壁 (H=0.45m～1.23m)

*排水計画: 雨水: 排水桝を設置して道路側溝へ放流

汚水: 公共下水道管へ接続

*資金調達計画: 金融機関の融資証明依頼書添付 (受付印あり)

*確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

*土地利用計画図添付

*土地改良区意見書: 満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付

- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *法人登記簿、定款添付
- *候補地比較検討表添付
- *分譲住宅等工事進捗状況一覧表添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1、2 の担当委員 亀田委員さん、よろしくお願いします。

亀田委員 (補足説明 5-1、2)
詳細は今事務局が説明して頂いた通りで、■■■■さんは農地の管理が難しかったのですが、■■■■さんのおかげで売買の話がまとまったようです。よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 1 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 1 号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 2 号、非農地証明願承認の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第 31 条議事参与の制限」に該当する案件があります。議案第 2 号に関しましては、高井委員さんに御退席いただき審議いたします。高井委員さん、ご退席をお願いします。
(高井委員 退席)

会 長 それでは、議案第 2 号について、事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (非農地証明 説明)
番号 1 (農業経営施設：農機具置場)
*申請地：七箇字■■■■ 田 128 m²
*農地区分：第 1 種農地：七箇にある■■■■集会場から北東側約 140m にあり、昭和 55 年度から昭和 61 年度にかけて実施された団体営土地改良総合整備事業で非農用地協議を経て換地処分されている農地
*申請目的：農機具置場(宅地)
～現在当該申請地には、農機具や車両を保管する車庫が設置されているが、地目が農地のままになっていることから、正式に農地法に基づく手続きをとって現況地目に変更するために非農地証明願が提出されたもの。
*登記簿添付済～令和 3 年 5 月 6 日法務局発行
～申請者住所と登記簿記載住所一致
適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】
※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 5) イ

耕作の事業を行う者が、その農地（2アール未満のものに限る）をみずからの耕作または養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合

＊位置図、現況写真添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員、**林**委員さん、よろしくお願いします。

林委員 (補足説明 非-1)

昨日の午前中、■■■■さん本人とお会いしまして現地を確認致しました。話の内容は、先ほど事務局が説明した通りです。よろしくご審議お願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございます。それでは、**高井**委員さんに入室していただきます。

(**高井委員** 入室)

会 長 続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第31条議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、基盤法の41番と42番については**藤井委員**さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (**議事参与以外** 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議事参与以外の案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございます。

会 長 続きまして、基盤法の41番と42番を審議しますので、**藤井**委員さんに退席していただきます。**藤井**委員さん、ご退席をお願いします。

(藤井委員 退席)

会 長 それでは、基盤法の４１番と４２番について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (基盤法 41, 42 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の４１番と４２番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の４１番と４２番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、藤井委員さんに入室をしていただきます。

(藤井委員 入室)

会 長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
その他の１番，合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(岡本) (合意解約・返還通知について説明)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の１番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の１番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の２番，農業経営改善計画認定申請書等の審査について、事務局の説明を求めます。

事務局(庄) (認定農業者 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の２番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の 2 番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、その他の 3 番、農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画 説明)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

会 長 鈴木委員さん、どうぞ。

鈴木委員 総農家数、自給的農家数、販売農家数がありますが、自給的農家数と販売農家数を足したのが総農家数ですね。

事務局(森田) そうです。

鈴木委員 お聞きしたいのは、販売農家数 1,379 と主業農家数 119、準主業農家数 304、副業的農家数が 956、主業農家数というのは、認定農家はあります。準主業農家数、認定を持ってない人なのですか。そこら辺が分からないので。自給的農家数は勤めながら農業をしているのですか。それとも家庭菜園も一緒ですかね。

事務局(藤原) 今、ご質問を頂いた件についてですが、販売農家の中で主業農家、いわゆる専業農家さん農業の所得を主として生活をされている方、兼業農家、第 1 種、第 2 種兼業農家とありまして、第 1 種が農業所得の方が、他の事業よりも多いなど、第 2 種兼業農家は自宅に農地はあっても、働きに出た所得の方が多い方というふうに分類されるということで、農林業センサスが調査されているというふうに考えております。

鈴木委員 主業農家数の 119 名は我々が考えております、認定農業者あるいは農事組合法人の農業主体でしているのですか。

事務局(藤原) 認定農業者はもちろん主業農家です。

鈴木委員 センサスによると、第 1 種、第 2 種で分けられているのが分かりませんが

事務局(藤原) 所得割合いで分かれるものだと思います。

鈴木委員 そうですか。種類別で担い手が担い手でないか、あるいは勤めながらしているのかという解釈ではないのですね。

事務局(藤原) 農業センサスの調査項目の中に働きに出る方とか、世帯の中に年齢が何歳で何人おるのかといった細かい調査になっています。例えば、農業所得が年間 15 万以上ある方は、センサスの調査対象にもなりますし、3 反以上持っている方も調査対象になっています。実際、総農家数 2,141 戸になっておりますが、農地を持っている方は、圧倒的にこれより多いわけで、ただ農業委員会が作成する年度ごとの目標に使う数字は農林業センサスの数字を用いて下さいとなっていますから、どうしてもこの数字を使わないといけないので、現実と少しかけ離れたことになると思います。

鈴木委員 はい。分かりました。

会 長 他に質疑等はございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の 3 番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の 3 番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

農地法申請	6 月	4 日(金)	締め切り
定例会	6 月	21 日(月)	午前 9 時 30 分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。